

介護予防支援に係るケアマネジメント業務の委託事業所の承認に係る報告について

1 指定する事業所について

	事業所名称	事業所所在地	指定年月日	契約する地域包括支援センター
1	ケアプラン幸	流山市富士見台2丁目5番地の4 小田急ハイツ7-103	平成27年4月1日	中部地域包括支援センター
2	アンジュカ初石居宅介護支援事業所	流山市東初石2丁目175番地	平成27年6月1日	北部地域包括支援センター 中部地域包括支援センター 南部地域包括支援センター

2 これらの事業所に対する流山市としての方針等について

介護保険法第115条の23第3項に指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる」と規定されている。

今回申請のあった事業所は、介護保険法第79条の規定による指定居宅介護支援事業所であるとともに、地域包括支援センターからの届け出書類に基づいて審査した結果、適切な介護予防ケアマネジメントを実施することができるものと認め、市として承認するものである。